

虐待防止のための指針

居宅介護支援事業所ひがし
東村社協いきいきデイサー
ビス

1、基本的な考え方

当法人は、利用者の尊厳と人権を最優先に考え、安全で質の高いサービスを提供する責任があります。虐待防止は法人全体の重要課題として位置づけ、全職員が協力して未然防止・早期発見・迅速対応に努めます。組織体制や研修、相談体制の整備・強化を図り、継続的な改善に取り組みます。

2、虐待の定義

当法人では、次の行為を「虐待」と定義し、あらゆる虐待の根絶を目指します。

① 身体的虐待

暴力や不必要な身体拘束など、身体に対して不適切な行為
例：叩く、押さえつける、過剰な身体拘束

② 心理的虐待

言葉や態度によって精神的苦痛を与える行為。
例：怒鳴る、無視する、侮辱的な言動。

③ 性的虐待

本人の同意なく性的な接触や羞恥心を傷つける行為。
例：不要な身体露出や接触。

④ 介護放棄(ネグレクト)

必要な介護を意図的に怠ること
例：排泄介助をしない、食事を与えない。

⑤ 経済的虐待

本人の財産や金銭を不正に利用・管理すること。
例：預貯金の無断使用、利用制限。

3、虐待防止委員会およびその他の事業所内の組織について

(1)虐待防止委員会の設置と役割

当法人では、虐待防止の組織的かつ継続的な取り組みを推進するため、「虐待防止委員会」を設置しています。委員会は定期的に行われ、必要に応じて臨時開催も行いながら、虐待の未然防止や迅速な対応に努めます。

(2)委員会の構成員(居宅介護支援・地域密着型通所介護 共通)

委員会は多職種で構成し、以下の職種から選出されます。

- ・事業所管理者(通所介護管理者、居宅介護支援事業所管理者等)
- ・法人管理者または事務局担当者
- ・看護職員(該当事業所に配置されている場合)
- ・介護職員(地域密着型通所介護)
- ・ケアマネジャー(居宅介護支援)
- ・必要に応じて生活相談員、機能訓練指導員、事務担当者等

※外部機関職員(役場担当課職員等)は構成員に含みません。

(3)主な活動

- ・虐待防止方針やマニュアルの見直し
- ・虐待リスクの検討とケース共有
- ・虐待発生時の対応検証と再発防止策の策定
- ・職員研修の企画・実施状況の確認
- ・通報・相談体制の整備と周知活動

4、職員研修について

虐待防止の意識向上と知識定着を目的に、以下の研修を実施します。

- ・研修プログラムを作成し、計画的に運用
- ・全職員を対象とした定期研修を年1回以上実施
- ・新規採用職員には入職時に必ず研修を実施し、虐待の定義や対応方法、通知義務を周知
- ・研修記録は文書管理し、委員会で内容の検証・改善を行う

5、虐待が発生した場合の対応方法について

- ・虐待の疑いを認識した職員は速やかに管理者・虐待防止責任者へ報告
- ・必要に応じて市町村、地域包括支援センター、警察など関係機関に通報し、被害者の安全確保を最優先に対応
- ・発生状況と対応内容を記録し、委員会で再発防止策を検討・共有する

6、虐待に関する相談・報告体制について

- ・相談・報告の窓口を明確に設置し、職員・利用者・家族等がいつでも相談可能な体制を整備
- ・匿名相談も受け付け、相談者の秘密は厳守し、不利益取扱いを行わない
- ・相談内容は委員会で共有し、適切に対応

7、成年後見制度等の利用支援について

- ・判断能力の低下が疑われる利用者に対し、成年後見制度等の利用を支援
- ・地域包括支援センターや医療機関と連携し、申立て等の支援を積極的に行う。

8、苦情解決方法について

- ・各事業所に苦情受付責任者を置き、迅速かつ誠実に対応
- ・苦情受付方法を明示し、相談しやすい環境を整備
- ・苦情内容と対応状況を記録・保管し、再発防止やサービス改善に活用

9、その他の虐待の防止の推進について

- ・地域包括支援センター、行政、医療機関、警察、民生委員など関係医療と緊密に連携し虐待の防止に向けた情報共有と協働体制を構築します。
- ・地域における虐待防止ネットワークの形成に積極的に参加し、地域全体での予防と早期発見に努めます。
- ・利用者や家族、地域住民への啓発・普及活動を行い、虐待防止への理解と協力を促進します
- ・法令改正や社会情勢の変化に応じて指針を見直し、最新の知見を取り入れた対応を推進します。

10、利用者に対する指針の閲覧について

- ・本指針は事業所内に掲示し、利用者・家族がいつでも閲覧できるようにする
- ・利用開始時には内容を説明し、希望者には書面での提供を行う

付則

この指針は令和6年4月1日から施行する。